

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 61 号)

令和元年10月24日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長(以下「実施機関」という。)の行った公文書部分公開決定は、請求対象公文書の特定は、不当とまではいえず、また、他に公開すべき文書が作成され、存在するとは認められないので、妥当でないとはいえない。

第2 審査請求の経過

1 公開請求

平成30年12月7日、審査請求人は、大津市情報公開条例(以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(公開請求に係る公文書の名称又は内容)

- ・本年11月に実施された公民館運営協議会との意見交換会の議事録
- ・本年10月から11月にかけて実施された学区別市民センターあり方検討説明会のうち、真野学区及び真野北学区、伊香立学区、小野学区、石山学区分の議事録及び音声データ
- ・本年10月から11月にかけて実施された学区別市民センターあり方検討説明会のうち、アンケート集計及び自由記述欄の記載事項(アンケート用紙の原本の写しでも可)

2 実施機関の決定

平成30年12月25日、実施機関は、本件公開請求に対応する公文書として、「・本年11月に実施された公民館運営協議会との意見交換会の議事録」、「・本年10月から11月にかけて実施された学区別市民センターあり方検討説明会のうち、真野学区及び真野北学区、伊香立学区、小野学区、石山学区分の議事録及び音声データ」及び「・本年10月から11月にかけて実施された学区別市民センターあり方検討説明会のうち、アンケート集計及び自由記述欄の記載事項(アンケート用紙の原本の写しでも可)」(以下「本件公文書」という。)を特定して、条例第11条第1項の規定に基づき公文書部分公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。

3 審査請求

平成30年12月28日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、実施機関に審査請求を行った(以下「本件審査請求」という。)

第3 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、「公文書の公開をしない部分」に、「本年10月から1月にかけて実施された学区別市民センターあり方検討説明会のうち、真野学区及び真野北学区、伊香立学区、小野学区、石山学区分の議事録」を加え、公開しない理由も記載すること。議事録が存在するのであれば、追加での公開を求める。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 学区別市民センターあり方検討説明会の議事録として実施機関が公開した文書は議事録ではなく、学区単位の質問・意見一覧である。
- 2 情報公開制度の趣旨に則り、請求者の利益のために関連する文書を提供されたことはありがたいが、議事録として最低限の要件を満たしていない以上、公開された文書は議事録でなく、不存在のため非公開とすべきと考える。
- 3 実施機関が議事録として特定した文書を議事録として認めるのであれば、議事録として認められる品質基準の低下につながり、公文書管理の恣意的な運用や市民が得られるべき市政運営上の情報の質の低下につながると考える。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

- 1 約1ヶ月の期間中に36箇所で見意見交換会を開催し、早急に結果をまとめて検討内容に反映させる必要があったため、当日発言された意見や質問の要点をまとめ、意見交換会の記録としてことから、意見交換会の議事録としてこれを請求対象公文書として公開した。
- 2 審査請求人は一般的に議事録とは、意見交換会の場所、日時、参加者、お互いのやり取りが記載されたものを指すのであり、公開した議事録はその記載がないために議事録の要件を満たしておらず、議事録を公開とした決定は誤りであり、議事録は不存在であるから非公開とするよう求めている。しかし、議事録の条件を少しでも満たさないために請求対象公文書から外すというのは、公開範囲を狭めることになり、請求者にとって利益のある決定ではなく、情報公開制度の主旨に反する。請求を広く捉えて文書を特定したことについては、誤った対応であるとは考えない。
- 3 他に議事録があれば追加での公開を求めるとのことであるが、本件処分で請求対象公文書とした記録は今後に向けての検討のために寄せられた意見を短期間でまとめるために作成したものであり、これ以外に議事録は存在しない。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件公文書について

本件公文書は、①公民館自主運営モデル事業実施学区による情報交換会議事録、②学区意見交換会 質問・意見一覧、③学区別あり方検討説明会における音声データ、④市民センター機能等のあり方検討に係る学区意見交換会アンケート自由記述欄をまとめた文書である。

実施機関は、本件公文書のうち、個人の氏名、住所、電話番号、団体名及び役職名について、条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした。また、③のうち、真野学区分の音声データについては存在しないことを理由に非公開とした。

審査請求人は、実施機関が学区別市民センターあり方検討説明会の議事録に対応する文書として公開した②学区意見交換会 質問・意見一覧(以下「文書②」という。)について、議事録に

は該当せず、文書の特定に誤りがあることから、本件処分を取り消して当該文書については存在しないため非公開とする決定を求めている。また、文書②以外に議事録が存在するのであれば公開するよう求めている。

2 文書②について

文書②は、平成30年10月13日から同年11月18日にかけて市内36学区で開催された市民センター機能等の在り方検討に係る学区意見交換会において、参加者から寄せられた質問・意見を学区ごとの表にまとめたものである。

3 文書②を議事録として特定したことの妥当性について

条例第3条において、実施機関の責務として、市民の公文書の公開を求める権利が十分に尊重されるよう、この条例を解釈し、運用すると規定されている。この趣旨に鑑みると、請求に係る公文書の特定に当たっては、常識的な範囲で可能な限り広く請求が認められるよう合理的かつ客観的に公文書公開請求書の文言を解釈すべきである。

この観点から、実施機関が文書②を議事録として特定したことの妥当性について検討する。

議事録とは、法令又は条例等に特別の定めがある場合を除き、その記載事項についての規定はないが、一般的には会議の名称、開催日時、場所、出席者及び議事の内容等を含むものと解される。

文書②は、会議の名称、開催日、対象学区名及び参加者から寄せられた質問・意見を含むものであるが、開催時間、場所、出席者及び質問への回答等は記載されていない。

実施機関が条例の趣旨に則り、請求対象公文書の範囲を広く解釈し、文書②を請求対象公文書として特定したことについては、議事録の要件に関する定めがない以上、明確にその適否を判断することは困難であるが、実施機関が文書②を議事録に準じたものとして特定する際に、請求人の意思を確認していれば、当該文書については存在しないため非公開とする決定を行えたのであるから、この点において実施機関の対応は不十分であったと言わざるを得ない。

しかしながら、議事録に記載されるべきことの一部が記載されている文書を請求対象公文書として特定したことは、上に述べた条例の解釈を逸脱しているともいえない。

4 文書②以外の文書の存在について

実施機関の主張によると、文書②は市が公表した市民センター改革案に対する意見等を短期間で整理、分析するために作成した文書であり、これとは別に議事録及び議事録に準ずる文書は作成しておらず、存在していないとのことであった。

平成30年12月に、文書②の内容を含む「市民センター機能等の在り方検討に係る学区意見交換会開催結果」が、また平成31年2月に、学区意見交換会の結果を踏まえた「大津市市民センターのあり方実施案」が公表されており、上記の主張に特段不合理な点は認められない。

5 結論

以上のことから、冒頭の「第1 審査会の結論」とおり判断する。

第7 審査会の意見

1 文書の特定について

情報を広く公開しようという意図から請求の趣旨を解釈して請求対象公文書の特定を行うことは、条例の目的に沿うものであるが、場合によっては実施機関による恣意的な請求対象公文書の特定につながることもある。

また、本事案のように、請求対象公文書の範囲を拡大して文書の特定を行った結果、請求者の意思に反することとなる場合があるので、今後は、請求対象公文書を特定する段階において、不明な点があれば請求者の意図を把握するために請求内容の確認を行うなどして、より一層慎重な情報公開制度の運用に努められたい。

2 文書の作成について

条例は、第1条において、市民の公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされ、公正で透明な信頼される市政の運営の確保に努めることを目的として掲げており、適切な公文書の作成はその前提であると考えるので、この観点より意見を述べる。

市民センターのあり方については、市民センターの存続を求める署名が市に提出されるなど、市民の関心が非常に高い事柄であり、学区意見交換会はその施策に係る意思決定過程の一部であることに鑑みると、市民の理解と協力を得るにはより一層、その経緯について説明する責務を負うものと考えます。

文書②だけを作成し、質問や意見等への回答が記載された文書を作成しなかったことについて、実施機関の説明は理解できなくもないが、上記の責務を果たすために、今後、同様の会議等を開催したときは、質問や意見等への回答等を含んだ議事録等を作成し、公正で透明な市政の運営の確保に努めるよう希望する。

第8 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成31年 2月 8日	諮問書の受理
令和元年 7月19日	審査請求の概要説明 実施機関からの事情聴取
令和元年 8月23日	審議
令和元年 9月18日	審議
令和元年10月24日	答申